平成２９年（フ）第１１１９号
東京都立川市一番町１丁目34番地の３ディアコートマホニア102
債務者　大久保健一
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月１日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７１５号
東京都東村山市本町２丁目24番地６ロイヤルクィーン102
債務者　片倉　　裕
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７１６号
東京都東村山市本町２丁目24番地６ロイヤルクィーン102
債務者　片倉　明美
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１８１号
東京都三鷹市上連雀５丁目14番22―206号
債務者　石井　義夫
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８４９５号
東京都品川区荏原２丁目９―10―103
債務者　須田　宏平
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２３５号
東京都日野市大字日野1248番地リバーサイドタウンＡ―101
債務者　天野　昌枝
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２４７号
東京都狛江市西野川１丁目16番11号西野川コーポラス203
債務者　磯辺　千絵
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２６６号
東京都羽村市小作台２丁目18番地３光栄ハウス103
債務者　長谷川信夫
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２１９１号
横浜市旭区本宿町126番地14　ハイツまつばⅢ　101号室
債務者　太田　　廣
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２３５号
横浜市戸塚区下倉田町590番地１　グラナリー101号
債務者　阿部友記古（旧姓森）
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４４９号
神奈川県大和市鶴間１丁目28番12号　ナカムラビル鶴間307号
債務者　佐藤　正之
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４７８号
横浜市港北区鳥山町19番地　プロスペリテⅡ101号
債務者　落合　　剛
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５７８号
神奈川県大和市柳橋４丁目７番２号　アダージョ大和301
債務者　大堀　和俊
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第９５５号
千葉県船橋市上山町３丁目597番地５　上山コーポ101号
破産者　秋元　絵美
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７８号
新潟県加茂市新栄町７番22号
破産者　有限会社小倉タンス店
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部